

松江森林組合との「市有林等の伐採と再造林の連携協定」調印式

1. 調印式日時・場所

日 時：令和元年 8 月 30 日（金） 16:30～17:00

場 所：松江市役所 2F 応接室

出席者：松江森林組合	代表理事組合長	林	干城
	専務理事	西村	隆夫
松江市	市長	松浦	正敬

2. 協定締結の背景

- 市が所有・管理する森林（市有林・市行造林地）約 1,719ha
→伐採適齢期（樹齢 40～60 年）を迎えた人工林について計画的な整備が必要。
- 「森林経営管理制度」が平成 31 年 4 月 1 日より施行
→私有林内の人工林の整備を手がけるにあたり、市有林も一体となった整備が必要。
- 島根県策定の「伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン」
→伐採者と造林者が連携し、主伐の促進と伐採跡地の確実な更新、再造林の低コスト化を図ることが必要。

3. 連携協定の目的

- (1) 市有林等を活用し、私有林を含む森林の積極的な整備推進を図る。
- (2) 造林者が伐採者等との相互の連携を強化し、主伐の促進と伐採跡地の確実な更新を図る。
- (3) 一貫作業などによる再造林等の低コスト化を推進する。
(一貫作業とは伐採・地拵え・植栽を一連の作業として行うこと。)

4. 連携協定の内容

- 協定締結者 土地所有者：松江市
 造 林 者：松江森林組合
- 協定対象森林 松江市が所有・管理する全ての森林（市有林、市行造林）
- 協定内容 ・市有林及び市行造林地の現況調査と施業計画案作成
 ・計画的な伐採と再生林の実施
- 費 用 ・伐採と再生林等に係る費用分担は、個別案件ごとに協議し決定する。
 ・収支による収益は、市が「基金」として積み立てる。
- 協定期間 ・協定締結日から10年間。
 ・期間満了日の1か月前までに、お互いに疑義がない場合、有効期間を1年間延長する。